地域活性化総合特別区域指定申請書

政第218号 平成24年3月29日

内閣総理大臣 殿

徳島県知事 飯泉 嘉門

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。

◇指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

先導的な地域医療の活性化(ライフイノベーション)総合特区

地域活性化総合特別区域指定申請書

- ◇ 指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称 先導的な地域医療の活性化(ライフイノベーション)総合特区
- ① 指定申請に係る区域の範囲
 - i) 総合特区として見込む区域の範囲 徳島県の全域
 - ii) i)の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域 2病院で構成する「総合メディカルゾーン本部」(※)内を単一の病院とした 制度・法令上の取扱いに係る特例措置は、
 - ・「2病院で構成する「総合メディカルゾーン本部」内を単一の病院とした制度・ 法令上の取扱い」及び「外国人臨床修練制度の充実」に係る特例措置は、徳島大学 病院 (徳島市蔵本町2丁目50-1)と県立中央病院 (徳島市蔵本町1丁目 10-3)に限る。
 - ・「外国人との共同研究促進」に係る特例措置は、徳島大学(徳島市蔵本町及び徳 島市南常三島町)に限る

※「総合メディカルゾーン本部」とは、総合メディカルゾーン構想に基づき地理的に隣接する徳島大学病院(国立大学 法人法に基づく)と県立中央病院(地方公営企業法を全部適用)という本県の医療の中核をなす両病院が連携協力し、両病院の「高度・専門的な医療機能」を一体的に利用できる医療・教育拠点化の取組み。

iii) 区域設定の根拠

「総合メディカルゾーン本部」の最先端の取組みを地域の拠点病院と連携し県下全域に波及させることにより医療再生を目指すことから区域は県下全域とするが、個別の取組みについては関係機関のみを区域とする。

- ② 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題
 - i) 総合特区により実現を図る目標
 - ア)定性的な目標

先導的な地域医療の活性化を図るため、「地域医療の再生」と「糖尿病の克服」に取り組む。

<地域医療の再生>

人口10万人当たりの医師数が「全国第3位」の本県においても、徳島市を中心とする県東部に約3分の2の医師が集中しており、特に、へき地や過疎地域においては医師の不足や高齢化が大きな課題となっている。また、小児科・産科・救急などの医師不足を中心とした診療科偏在や公的医療機関の勤務医師不足も深刻な状況となっており、地域医療の崩壊の危機に直面している。

このような中、本県における医師確保の取り組みとして、

- ・県立病院等の医師確保対策として寄附講座(※)を開設 ※大学教員が常勤医師の不足する県立病院等をフィールドとし、研究・教育・診療活動に従事
- ・大学医学部生への修学資金の貸付による若手医師の養成・確保
- ・高校生から医学生、臨床研修医等を対象とした地域医療研修や医療現場体験ツアーの開催等を実施しているが、これらの取り組みとあわせて総合的な医師確保対策を展開し、地域医療の再生を図る必要がある。

このため、徳島大学病院と県立中央病院で形成する「総合メディカルゾーン本部」の取組みの強化に加え、両病院間の医療従事者の相互派遣を可能とすることで、魅力ある研修体制を構築し県外に流出しがちな研修医の県内定着を促進する。さらに、その成果を県下全域に波及させ、近隣県からの患者も受け入れつつ、全国的な課題である「地域偏在・診療科偏在の医師不足」の解決モデルとして確立させることで、地域医療の再生モデルの構築を目指す。

<糖尿病の克服>

糖尿病は代表的な生活習慣病であり、脳卒中や心筋梗塞などの合併症を引き起こすとともに、失明や腎不全などの原因ともなり、ときには命にも関わる重大な疾患である。

糖尿病は、健康な人より動脈硬化が10~20年早く進行し、「寿命が10年縮まる」と言われている。また、糖尿病の治療費は、1兆円を超え、20年前の3倍。 医療費全体の4~5%。(人工透析など合併症による他の病気を考えると、2.5 兆円との推計もある)

本県は、糖尿病による死亡率が「全国ワースト1位」という状況(平成5年~18年)が永年続いている。こうした事態を改善するため、平成17年11月に県医師会と共同で「糖尿病緊急事態宣言」を行い、県民への注意を喚起し、平成18年1月には「みんなでつくろう!健康とくしま県民会議」を設立するとともに、徳島大学を中心に世界レベルの糖尿病研究開発(「徳島 健康・医療クラスター構想」)に取組み、糖尿病予防に重点を置いた研究を行っている。この研究により得られた成果を活用し、健康づくりのサポートツールとして「阿波踊り体操」や「ヘルシー阿波レシピ」を開発し、県民総ぐるみによる「健康とくしま運動」を進めている。

この結果、平成22年度の糖尿病の粗死亡率(人口10万人対)において、1位脱出はならなかったが、前年比較で全国平均が0.3悪化する中、本県では0.9の改善がみられた。

特に、国勢調査の時期に併せて5年ごとに発表される厚生労働省の年齢調整 死亡率(高齢化等の年齢構成要素を調整した指標)では、本県の男性の順位が 平成17年の4位から平成22年に20位へと大幅な改善を示している。

また、研究成果を活用し、中国人を主な対象とした糖尿病等に関する医療観光 や中国との糖尿病に関する共同研究などの医療交流を推進することで、関連産業を活 性化し、県民向けも含めた健康医療サービス全体の水準向上を図る。

これら産学民官が一体となった取組みを今後より一層促進することで、糖尿病克服モデルを全国に発信し、日本人はもとより世界中の糖尿病の克服に還元する。

イ) 評価指標及び数値目標

評価指標(1): 医師不足対策の推進

数値目標(1-1):寄附講座(※)の設置 5講座の維持継続

※大学教員が常勤医師の不足する県立病院等をフィールドとし、研究・教育・診療活動に従事数値目標(1-2):医師修学資金貸与者数35名(H23年)→83名(H27年)

評価指標(2):糖尿病対策の推進

数値目標(2):糖尿病患者数 10%削減(H20年→H26年)

評価指標(3):外国人宿泊者数

数値目標(3):12,560名(H21年)→50,000名(H26年)

ウ)数値目標の設定の考え方

数値目標(1)については、「医師の養成・確保」が寄与し、目標達成に寄与する事業として、「総合メディカルゾーン構想」、「徳島大学寄附講座設置事業」、「医師修学資金貸与事業」、「地域医療支援センター運営事業」、「医療情報連携システム整備事業」を実施する。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

- ・「総合メディカルゾーン構想」:隣接するという全国でも例のない立地 条件にある徳島大学病院と県立中央病院が連携・協力し県内医療の拠点 を目指す取組みであり、ここでの若手医師育成のための研修の場の構築 が目標達成に寄与するものである。
- ・「徳島大学寄附講座設置事業」:地域医療を担う医師を確保するため、 県が徳島大学に「寄附講座」を開設し、大学教員が各県立病院等をフィー ルドとした研究、教育、診療活動に取り組むことを通じて、常勤医師の不 足する病院を支援するとともに、医師の養成にも取り組むことにより、地 域医療体制の確保・充実を図ることは目標達成に寄与するものである。
- ・「医師修学資金貸与事業」:将来、徳島県内の公的医療機関等で医師として従事しようとする徳島大学医学部学生に対して、県が修学資金を貸与する制度であり、若手医師の育成に寄与する事業である。

- ・「地域医療支援センター運営事業」: 医師の地域偏在や診療科偏在の解消を図るために継続的に取り組むもので、目標達成に寄与するものと考えている。
- ・「医療情報連携システム整備事業」: 徳島大学病院と県立中央病院間での情報連携が可能となることで迅速で的確な対応が出来ることで目標の達成の一翼を担う。
- ・その他、規制の特例措置の中では、総合メディカルゾーン本部内を単一の病院とみなした制度・法令上の取扱い(検査業務・PET検査用診断薬の供給・医療従事者の相互派遣)や遠隔医療に関する規制の緩和措置、また外国人臨床修練制度を充実のための規制緩和についても、目標の数値を生み出す要因となる。

数値目標(2)の目標達成に寄与する事業としては、「徳島 健康・医療クラスター構想」、「コホート研究事業」、「糖尿病の「発症予防」と「重症化・合併症防止」の取組み」、「医療・介護周辺サービス産業創出調査事業」が糖尿病の発症抑制にそれぞれ大きく寄与する。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

- ・「徳島 健康・医療クラスター構想」:世界レベルの糖尿病研究開発臨床拠点を目指す取り組みであり、目標達成には欠かすことができない事業である。
- ・「コホート研究事業」:糖尿病・メタボリック症候群発症過程とその原因を探る研究であり目標達成に大きく寄与する。
- ・糖尿病の「発症予防」と「重症化・合併症防止」の取組み:研究で得られた成果を活用した「食事療法」や「運動療法」等の生活改善プログラムの開発により、 目標達成に大きく寄与する。
- ・「医療・介護周辺サービス産業創出調査事業」:特定健康診断データ及びレセプトデータの健康予防への活用は、目標達成に大きく寄与する。
- ・その他、規制の特例措置の中で、糖尿病関連治療薬承認手続きにおける 規制緩和や外国人との共同研究促進に係る規制緩和についても、目標の達 成に寄与することとなる。

数値目標(3)の目標達成に寄与する事業としては、「糖尿病等を対象とした医療観光の推進」を想定している。医療観光に係る受入医療機関の拡大とともに、「通訳案内士以外の者による有償ガイドの特例」の活用を含む通訳人材の育成・確保、多言語による観光案内表示の整備等を進めることにより、中国を主なターゲットとした医療観光を推進し、併せて本県を訪れる外国人観光客全般の利便性を向上させ、宿泊者数の増加を図る。

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア)政策課題

<医師養成・確保等による地域医療の再生>

県全体面積の72.4%を占める過疎地域では、医療従事者の減少と産科など診療科の減少、看護師の受給バランスの不均衡が問題となっており、県全体では人口当りの医師数や病院数は全国トップクラスであるにもかかわらず、地域医療が崩壊の危機に直面している。

◇対象とする政策分野:(2)ライフイノベーション(健康大国)

f)地域医療

<糖尿病の克服>

本県は平成5年以来、14年連続糖尿病死亡率ワースト1を記録し平成1 9年脱したが、またワースト1に戻っている。このため県としては糖尿尿克服県民会議を設置し、県を挙げて糖尿病対策に取り組んでいる。

◇対象とする政策分野:(3)アジア拠点化、国際物流

i)研究開発拠点の形成

・政策課題間の関係性

医師の「地域偏在」や「診療科偏在」などにより地域医療を担う医師不足にある状況下、隣接する徳島大学病院と県立中央病院が連携協力する「総合メディカルゾーン構想」を推進し、医師の地域偏在や診療科偏在を解消するための医師の養成を行うことで、県下全域の医療の最適化や医療の質の向上に向けた拠点を形成する。

また本県の最重要課題である糖尿病を克服するため、徳島大学で新規治療法や先進的な糖尿病検診を研究開発しており、その成果を活用し、糖尿病克服の「徳島モデル」を、我が国のみならず中国を中心とする海外にも発信するとともに、糖尿病等を対象とした医療観光を推進することで、県内の健康医療サービス全体の水準を向上させ、本県民の糖尿病の克服に寄与することが可能となる。

これら先進医療を最大限活かした暮らしの安全安心の充実と地域資源を活かした成長戦略を実現する。

イ)解決策

- a)〈医師養成・確保等による地域医療の再生>の解決策
 - ①「総合メディカルゾーン本部」における魅力ある研修体制の構築

「総合メディカルゾーン本部」内の2病院間の医療従事者の相互交流が可能となることで、県立中央病院の「救命救急センター」において「総合メディカルゾーン本部にあるER(救急救命室)」という環境を活かし、指導体制の充実を図り、魅力ある若手医師の研修フィールドとして、地域医療への志や救急マインドを持った医師を育成する。特にH24年度には

県立中央病院にドクターへリを導入し平時はもとより災害時の救急医療に も対応できる医師の育成に一層寄与する。

この医療従事者の相互派遣が可能となることにより、魅力ある研修の場を創出し、卒後初期臨床研修の制度により都市部へ流出しがちな研修医が県内に定着することで若手医師の増加が期待できる。また、地域医療への志や救急マインドを持った医師を育成することで、医師の地域偏在や診療科偏在の解消が図られる。加えて、3次救急の拠点として、「高度・専門的な医療機能」を効率的に提供できる効果も期待される。

②県下全域の医師確保

「寄附講座」等による「総合メディカルゾーン本部」からの医師派遣と 徳島大学医学部の「地域枠」を活用した若手医師確保を促進する。

このことで、若手医師の県内定着が促進されるとともに、医師の地域偏在や診療科偏在が解消され、医師不足による地域医療崩壊の危機から脱却することで、地域医療の再生が期待される。

③先進技術を活用した遠隔医療の促進

高度医療と全国屈指のブロードバンド環境を活用し民間病院や公的病院等が 連携を図りつつ遠隔医療を促進する。

このことが、医師不足の課題に対する一つの解決策となる他、地域間格差の是正と医療サービスの向上が期待されるほか、適正な医療が提供されることなどにより医療費の削減にも繋がるものである。

b) <糖尿病の克服>の解決策

①糖尿病研究体制のより一層の充実

文部科学省の「地域イノベーション戦略支援プログラム」の活用などにより、世界に通用する多くの研究成果が生み出されており、これまでに蓄積してきた糖尿病に関する研究をなお一層推進することで、国内外から製薬企業や糖尿病研究開発機関を引き寄せ「世界レベルの糖尿病研究開発臨床拠点」が形成されることや糖尿病研究成果が糖尿病克服に向けて多方面で活用されることが一層期待される。

②研究成果を県民に還元するための産学民官一体となった取組み

糖尿病の研究により得られた糖尿病発症過程(生活習慣)や発症因子の特定などの成果を食事療法や運動療法へ活用することにより、「徳島ならでは」の糖尿病対策を県民総ぐるみで推進する。

このことにより、健康・医療サービス産業への波及効果が期待されるとともに、糖尿病発症の予防が促進され、医療費の削減による社会的コストの軽減が期待される。

③研究成果を活用した「糖尿病克服モデル」の海外発信による医療交流の推進

研究で得られた先進的な検診方法等を中国をはじめとした海外に積極的に発信することにより、医療観光を推進するとともに、中国湖南省との友好交流の一環として糖尿病の共同研究を展開する。

糖尿病患者が9千万人とも言われる中国との間で医療交流を進めることにより、県内の関連産業の活性化が図られ、県民向けも含めた健康医療サービス全体の水準向上による糖尿病克服に繋がるものである。

また、本県の取組みが世界的に急増している糖尿病患者(世界で約3億7千万人)へ還元されることも期待される。

iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

①地域の歴史や文化

徳島大学医学部は四国で最も古い歴史を持つ教育・研究機関である。

②地理的条件

教育、研究及び高度先進的医療を提供する「徳島大学病院」と政策医療を実践する「県立中央病院」が隣接する地理的条件

③社会資本の現状

全県整備が完了したケーブルテレビ網など整ったICT環境

④地域独自の技術の存在

- ・「徳島大学糖尿病臨床・研究開発センター」を設置し、国内外から糖尿病の 若手研究者を集積し、糖尿病の新規治療法などの研究開発を進めている。
- ・「徳島大学病院糖尿病対策センター」を設置し、健常者を対象として糖尿病 発症過程やその原因となる生活習慣を解明する徳島独自のコホート研究を実施 している。

⑤地域の産業を支える企業の集積等

徳島が発祥である大塚グループが立地し、その中核となる研究所の存在

⑥人材、NPO等の地域の担い手の存在等

徳島大学をはじめとして糖尿病研究者の集積

⑦地域内外の人材・企業等のネットワーク

- ・「徳島 健康・医療クラスター構想」の推進のため、大学、製薬会社、県立 工業技術センター等の研究機関が参画しネットワークを構築している。
- ・平成17年11月の「糖尿病緊急事態宣言(県と県医師会による共同宣言)」 以来、「みんなでつくろう!健康とくしま県民会議」を中心に「県民総ぐるみ」 での糖尿病対策を展開している。

⑧その他の地域の蓄積

- ・「徳島健康・医療クラスター事業」による先進的な糖尿病研究の成果等を 活かした検診及び四国遍路をはじめ運動療法による生活習慣改善のきっかけ となる観光資源が豊富に存在し、医療観光の推進に適した環境が整っている。
- ・徳島県と中国湖南省との友好提携調印 (H23.10) により、医療、観光を含む幅広い分野で中国との人的交流が活発化している。
- ・徳島阿波おどり空港と湖南省長沙黄花国際空港との間を10日に1度の頻度で結ぶ定期チャーター便が平成24年1月に就航。

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

<「総合メディカルゾーン構想」>

ア) 事業内容

「総合メディカルゾーン構想」により、高度先進医療・救命救急医療・ 医師育成の拠点化を図るとともに県全体の医療の最適化等を推進する。

- ・2病院間の一体的運用 (救命救急センターを魅力ある研修の場とする体制整備)
- ・医療情報連携システム整備事業

イ) 想定している事業実施主体

国立大学法人徳島大学、徳島県立中央病院等

ウ) 当該事業の先駆性

両病院の特徴と特性を活かした連携強化や効果的な機能分担を進めることで、県全体の「医療の質の向上」等を図ることを目的とし、平成17年より協議を進めている。

エ)関係者の合意の状況

平成18年9月に効率的な運営を目指した施設・設備の建設などハード面の連携について合意した。また、平成21年には、地域医療、小児救急、周産期医療、がん診療及び医師の育成など、ソフト面の連携について合意書を締結。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

「県立中央病院改築推進事業」により高度専門医療を中心とした医療の 提供や災害拠点施設としての機能向上を図っている。

また、本県は関西広域連合において広域医療分野を担当するとともに、 平成24年度にはドクターへリを導入し、4次医療圏の災害対応にも備えている。

なお、両病院を連絡する連絡橋を建設。

<「寄附講座設置事業や医師修学資金貸与事業」による医師の養成・確保対策の推進>

ア)事業内容

寄附講座の継続開設や医師修学資金の貸与による医師の養成・確保を図る。

イ) 事業実施主体

国立大学法人徳島大学、徳島県

ウ)当該事業の先駆性

県立病院をフィールドとした研究や診療活動を行う寄附講座を平成22 年度より開設。また、医師修学資金は平成19年度より貸与開始。

エ) 関係者の合意の状況

各寄附講座の開設に係る協定書を徳島大学と徳島県で締結。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

県立海部病院において、平成22年度は「経産婦の正常分娩」を再開するとともに、平成23年度は「土曜日の救急受入」を再開した。また、3名の修学資金貸与者が大学を卒業し、県内の医療機関で従事している。

く「地域医療支援センター運営事業」>

ア)事業内容

地域医療を担う医師のキャリア形成支援や医師の配置調整などの医師確保対策を総合的に実施することにより地域医療の安定的な確保を図る。

イ) 事業実施主体

徳島県、国立大学法人徳島大学

ウ)当該事業の先駆性

全国15箇所をモデルに先行実施するもので、本県では平成23年11 月地域医療支援センターを設置した。

エ)関係者の合意の状況

センターの運営に関し、地域医療の安定的な確保を図るため、徳島大学に委託を行い、県医師会等の関係機関との連携による「徳島県地域医療支援センター」を新たに「総合メディカルゾーン本部 (徳島大学病院・県立中央病院)」に設置した。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

医師のキャリア形成支援として、若手から中堅医師を対象としたキャリア形成支援プログラムの整備や医師配置の現状や指導医の体制に関する調査、検討を行っている。

く徳島 健康・医療クラスター構想の推進>

ア)事業内容

「徳島 健康・医療クラスター構想」、「コホート研究事業」、「医療・介護周辺サービス産業創出調査事業」を推進する。

- ・徳島 健康・医療クラスター構想:糖尿病克服をテーマに、徳島大学をはじめとする研究開発機関を中心とし、大手企業から中小企業まで県内外の企業の参画を得て、新規治療法や新規医薬品の開発を促進し、地域課題である糖尿病克服を図るとともに健康・医療分野での新事業・新産業を創出する。
- ・コホート研究事業:健常者を対象として糖尿病や肥満の原因となる生活 習慣・血中成分を調査し、糖・脂質代謝異常発生を示すバイオマーカーの 有用性や糖・脂質代謝異常発生の原因となる生活習慣を究明する。
- ・医療・介護周辺サービス産業創出調査事業:特定健康診断データ及びレセプトデータの分析、ICT活用による個人の健康意識と行動変容、食事・運動・診療勧奨などの糖尿病関連のサービス産業を創出する。

イ)想定している事業実施主体

国立大学法人徳島大学、徳島文理大学、公益財団法人とくしま産業振興 機構、徳島県

ウ) 当該事業の先駆性

徳島大学では、糖尿病予防に重点を置いた糖尿病に関する画期的な研究 開発を展開している。

コホート研究事業の推進により、糖尿病発症に関連する生活習慣が特定され、生活習慣改善プログラムを開発する上での基礎となるとともに、早期に糖・脂質代謝異常発生を示すバイオマーカーを定期健診や人間ドックに普及することで糖尿病の早期介入が可能となる。

小胞体ストレス応答シグナルをターゲットとすることで、血糖値を抑制 する従来の糖尿病薬ではなく、糖尿病発症を抑制する創薬の開発が可能と なる。

ヒト型の抗CD98抗体の樹立とその1型糖尿病発症抑制メカニズムを解明することで、1型糖尿病発症を抑制する治療法開発が可能となる。

エ)関係者の合意の状況

徳島県知事を本部長とした産学官による「知的クラスター本部」を組織 し、一丸となって世界レベルの糖尿病研究開発臨床拠点を目指している。

オ)その他当該事業の熟度を示す事項

2型糖尿病の治療法の研究開発では、小胞体ストレス応答シグナルをターゲットとする糖尿病創薬スクリーニング法を開発し、特許出願を行っている。

1型糖尿病の治療法の研究開発では、抗CD98抗体がTリンパ球の異常活性化を抑制して、顕著な1型糖尿病発症抑制効果を示すことを発見し、特許出願を行っている。

<糖尿病の「発症予防」と「重症化・合併症防止」の取組みを促進>

ア) 事業内容

糖尿病の減少させるための生活習慣病の「発症予防」と「重症化・合併症防止」

イ) 想定している事業実施主体

徳島県、市町村、「みんなでつくろう!健康とくしま県民会議」、医療機関等

ウ)当該事業の先駆性

徳島県では、平成17年11月に行った「糖尿病緊急事態宣言」を契機 として、県民総ぐるみで生活習慣病対策に取り組んでいる。

エ) 関係者の合意の状況

県内約50の関係機関(行政のほか、保健・医療・教育・産業・労働・報道関係など)で「みんなでつくろう!健康とくしま県民会議」を組織し、糖尿病克服に向けた取り組みを実施している。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

- ・食生活、運動、禁煙などの健康づくりをサポートするための環境整備に取り組んでいる店舗・事業所・団体である「健康とくしま応援団」は、平成24年1月末現在で1,200を超えている。
- ・健康づくりのサポートツールとして、県内の大学や栄養士会との連携により「阿 波踊り体操」「ヘルシー阿波レシピ」を開発した。
- ・平成22年度の県民健康栄養調査結果では、県内の糖尿病予備群(40歳以上) が減少する傾向がみられた。

<医療交流の推進>

ア)事業内容

糖尿病等を対象とした医療観光の推進

イ)想定している事業実施主体

徳島県及び関係事業者(医療機関(民間を含む)、観光・宿泊施設、旅行会社等)

ウ)当該事業の先駆性

- ・県内では、遺伝子検査・コンピューターシミュレーションによる先進的 な糖尿病検診を開発し、「医療観光」に活用している。
- ・平成21年度から、中国人向けに糖尿病を対象とした医療観光を、全国 に先駆けて実施している。

エ) 関係者の合意の状況

- ・平成22年4月に、関係各機関・団体の実務者で組織するプロジェクトチームを設置し、医療観光を推進するための諸課題に関する検討・協議を必要に応じ行っている。
- ・平成23年10月に徳島県と中国湖南省との間で「友好県省関係を樹立する協議書」に調印し、今後、医療を含む幅広い分野で交流を進めることとしている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

・医療観光通訳養成講座や中国人観光誘客・通訳人材育成セミナーを実施 するなど、医療観光に係る通訳人材の育成・確保のための事業を実施して いる。

ii) 地域の責任ある関与の概要

- ア) 地域において講ずる措置
 - a)地域独自の税制・財政・金融上の支援措置
 - ・医療観光による外国人観光客受入に対し、H22年度から1人当たり 2万円の助成金を交付し、受入促進を図っている。

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

・徳島大学病院と県立中央病院の間で、ハード・ソフト両面にわたり連携強化や機能分担を進めてきた。

H17.8 基本合意書

H18.9 ハード面の連携について合意書を締結(連絡橋の設置、都市ガスの共同購入、駐車場の共同利用など)

H21.10 ソフト面の連携について合意書を締結(地域医療・小児救急・周産期医療・がん診療及び医師の育成、医薬品及び診療材料の共同交渉による調達など)

c)地方公共団体等における体制の強化

- 総合メディカルゾーン担当室長(H22年4月設置/人員1名)
- ・糖尿病対策・医療観光企画員室 (H21年9月設置/部局横断組織)
- ・中国に県上海事務所を設置(H22年11月設置/人員2名)
- ・県の組織再編により、観光国際総局を新設(H23年5月/18名の増員)

d)その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

・徳島がん対策センターの設置

(徳島県がん対策推進条例を制定し、在宅医療の推進やがん患者への支援を目的に「総合メディカルゾーン本部」と機能連携)

- ・地域医療支援センターの設置(H23年11月設置)
- ・寄附講座の設置による医師確保

(徳島大学に寄附講座を設置し、常勤医師の不足する県立病院等を支援 するとともに、医師の養成等に取り組んできた)

- ・医師修学資金の貸与 (H19年度~)
- ・徳島大学糖尿病臨床・研究開発センター(平成22年1月設置)の設置 糖尿病医療に関する基礎研究と臨床研究を連携させた糖尿病研究開発 拠点として、糖尿病とその合併症の予防、治療方法などの研究・開発を

推進するとともに、徳島大学病院の複数診療科による糖尿病診療の連携 と関連医療機関との連携体制を構築することを通じて、斬新な糖尿病医 療の実現を図ることを目的に設置。

- ・徳島大学病院糖尿病対策センター(平成19年10月設置)の設置 糖尿病克服のための地域医療ネットワークの核として、徳島県の糖尿 病死亡率の改善を目指し、糖尿病研究を推進するために設置。
- ・中国人観光誘客・通訳人材育成セミナー (H23年度) 増加が見込まれる中国人観光客に対応できる通訳人材を育成するため、中国語に関し一定以上の知識を持つ方を対象に、通訳を行うに際してのマナー等を身に付けるためのセミナーを開催。
- ・通訳人材育成・派遣システム整備事業 (H 2 4 年度~) 中国語による通訳研修生を雇用し、通訳に関する知識等を身に付ける とともに、観光・宿泊施設等への派遣などによる現場でのOJTを組み 合わせた研修を経て、通訳人材を育成し、派遣先等での継続的な雇用に 結びつける事業を実施。
- ・観光案内板等の多言語化促進(H22年度~) 県内の観光案内板等の多言語化を促進し、外国人観光客にとって容易 に旅行ができる環境づくりを促進。

イ) 目標に対する評価の実施体制

a)数値目標の事後評価の計画

各数値目標について、H27年度末までに県政運営評価戦略会議 (H23.10設置)において評価を実施予定

b)事後評価における地域協議会の意見の反映方法

第3者評価における評価を受け、必要に応じて地域協議会を開催し意見 を取り入れたうえで取組みに反映する。

c)事後評価における地域住民の意見の反映方法

県政運営評価戦略会議の評価結果を公表することで、より広範な意見を 求め取組みに反映させる。

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール

H24年度~H28年度にかけて「総合メディカルゾーン構想」、「徳島 健康・医療クラスター構想」、「糖尿病の『発症予防』と『重症化・合併症防止』」(生活改善)、「医療交流」の各事業を実施する。

イ)地域協議会の活動状況と参画メンバー構成

先導的な地域医療の活性化(ライフイノベーション)総合特区推進協議会の状況

(徳島県地域医療対策協議会)

H20年8月:徳島県地域医療対策協議会設置

H21年8,10月,H22年2月:地域医療再生計画、医師確保対策について

H23年2月:新たな地域医療再生計画について

H23年6,12月,H24年2月:新たな地域医療再生計画、

へき地保健医療計画について

• 構成員 徳島大学、徳島赤十字病院、徳島市民病院、徳島県医師会、 徳島県歯科医師会、徳島県看護協会、徳島県保険者協議会 他

• 設立目的

医師等の確保及び地域医療の充実を図るため、「地域医療を担う医師の養成及び確保」、「医師派遣の調整」等に関する施策について検討・協議を行う。

(総合メディカルゾーン検討協議会)

H17年1月:協議会の母体となる総合メディカルゾーン検討協議会を設立

· 当初構成員: 徳島大学、徳島県

・設立目的:徳島大学病院と県立中央病院が隣接しているという地理的条件を最大限に活かし、ハード・ソフト両面にわたり、両病院の特徴と特性を伸ばす方向で、更なる「連携強化」や「効果的な機能分担」を進めることで、県全体の「医療の質の向上」等を図ることを目的とする。

H17年8月:基本合意書を締結

H18年9月:ハード面の連携に関する合意書を締結

H21年10月:ソフト面の連携に関する合意書を締結

H 2 3 年 9 月:総合メディカルゾーン検討協議会を総合特区法に基づく先導的な地域医療の活性化 (ライフイノベーション) 総合特区推進協議会と位置付け (第 1 回地域協議会と位置付け)

(知的クラスター事業戦略推進会議)

H15年7月:協議会の母体となる地域クラスター推進協議会を設立

・当初構成員:徳島大学、徳島文理大学、公益財団法人とくしま産業振興機 構、徳島県

・設立目的:タンパク質や遺伝子研究、肥満研究、糖尿病研究を実施し「健康・医療クラスター」の創成を目指すことを目的とする。

H21年9月:知的クラスター事業戦略推進会議として継続。

H 2 3 年 9 月:知的クラスター事業戦略推進会議を総合特区法に基づく先導的な地域医療の活性化 (ライフイノベーション) 総合特区推進協議会と位置付け (第 1 回地域協議会と位置付け)

H 2 4 年 3 月: 知的クラスター事業戦略推進会議及び第 2 回地域協議会を開催

(医療観光推進プロジェクトチーム)

H22年4月:医療観光推進プロジェクトチーム設置

H22年5月:上海でのプロモーションについて

H22年6月、8月:今後の受入体制の整備について H23年3月:医療観光に関する状況について情報共有

・構成員 徳島健康・医療クラスター本部、徳島県、徳島大学病院、 徳島県医師会、徳島県観光協会、日本観光旅館連盟徳島県支部、 日本旅行業協会徳島県地区会

• 設立目的

医療観光を推進するための受入体制の諸課題について、官民一体となって 検討・協議を行う。

別添 1 地域活性化総合特区の指定申請書(概要版)

地域活性化総合特別区域指定について

1. 指定を申請する国際戦略/地域活性化総合特別区域の名称

先導的な地域医療の活性化(ライフイノベーション) 総合特区

2. 総合特別区域について

(1)区域

- ① 指定申請に係る区域の範囲
- i)総合特区として見込む区域の範囲
 - 徳島県の全域
- ii) 個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域
 - ・「2病院で構成する「総合メディカルゾーン本部」内を単一の病院とした制度・法令 上の取扱い」に係る特例措置:徳島大学病院と県立中央病院に限る
 - ・「外国人臨床修練制度の充実」に係る特例措置:徳島大学病院と県立中央病院に限る
 - ・「外国人との共同研究促進」に係る特例措置:徳島大学に限る

※「総合メディカルゾーン本部」とは、総合メディカルゾーン構想に基づき地理的に隣接する徳島大学病院(国立大学法人法に基づく)と県立中央病院(地方公営企業法を全部適用)という本県の医療の中核をなす両病院が連携協力し、両病院の「高度・専門的な医療機能」を一体的に利用できる医療・教育拠点化の取組み。

iii) 区域設定の根拠

・「総合メディカルゾーン本部」の最先端の取組みを地域の拠点病院と連携し県下全域に波及させることにより医療再生を目指すことから区域は県下全域とするが、個別の取組みについては関係機関のみを区域とする。

(2) 目標及び政策課題等

- ② 指定申請に係る区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題
- i)総合特区により実現を図る目標
 - ア)定性的な目標

先導的な地域医療の活性化を図るため、「地域医療の再生」と「糖尿病の克服」に取り組む。

【地域医療の再生】

本県は医師の地域偏在や診療科偏在による「医師不足」から地域医療の崩壊の危機に直面している。これを解決するため、現行の様々な「医師確保」対策に加え、徳島大学病院と県立中央病院で形成する「総合メディカルゾーン本部」の取組みの強化(医療従事者の相互派遣、がん検査薬の融通等)を図るとともに、その成果を県下全域に波及させ、近隣県からの患者も受け入れつつ、医師不足の解消と地域医療の再生モデルの構築を目指す。

【糖尿病の克服】

糖尿病は代表的な生活習慣病で、合併症を引き起こすなど時には命にも関わる重大な疾患で、国内で約1千万人、世界では約3億7千万人と世界的に急増する中、本県は、その糖尿病による死亡率「全国ワースト1位」が永年続いている。このピンチを克服すべく徳島大学を中心に世界レベルの糖尿病研究開発に取り組んでおり、この成果を活用した生活習慣病対策や医療観光の推進など、産学民官が一体となった取組みを一層促進することで、糖尿病克服モデルを全国に発信し、日本人はもとより世界中の糖尿病の克服に還元する。

イ) 評価指標及び数値目標

①医師不足対策の推進

(寄附講座(※)の設置 5講座の維持継続、

医師修学資金貸与者数 35名(H23年)→83名(H27年))

※大学教員が常勤医師の不足する県立病院等をフィールドとし、研究・教育・診療活動に従事

②糖尿病対策の推進

10%削減(H20年→H26年)) (糖尿病患者数

③外国人宿泊者数

(12, 560名 (H21年) → 50, 000名 (H27年))

ウ)数値目標の設定の考え方

- ①については、「医師の養成・確保」及び「総合メディカルゾーン本部」の機能充実 等が寄与
- ②については、「糖尿病研究」と研究成果を活用した「生活改善」の取組みが寄与
- ③については、「糖尿病等を対象とした医療観光」の推進が寄与

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア) 政策課題と対象とする政策分野

政策課題 (1) 医師養成・確保等による地域医療の再生 政策分野 (2)ライフイノベーション(健康大国) f 地域医療

政策課題(2)糖尿病の克服

政策分野 (3)アジア拠点化、国際物流 j)研究開発拠点の形成

イ)解決策

- (1) 医師養成・確保等による地域医療の再生
 - ①「総合メディカルゾーン本部」における魅力ある研修体制の構築

2病院間の医療従事者の相互交流が可能となることで、「総合メディカルゾ-ン本部にあるER(救急救命室)」という環境を活かし、指導体制の充実を図り、 魅力ある若手医師の研修フィールドとして、地域医療への志や救急マインドを持 った医師を育成する。特にH24年度には県立中央病院にドクターヘリを導入し 平時はもとより災害時の救急医療にも対応できる高度な医療技術を持った医師の 育成が可能となる。

◇医療従事者の相互派遣による効果

- ・都市部へ流出しがちな研修医の県内定着が促進される。
- ・地域医療への志や救急マインドを持った医師の育成により、医師の地域 偏在や診療科偏在の解消が図られる。
- ・3次救急の拠点として、「高度・専門的な医療機能」を効率的に提供で きる。
- ②県下全域の医師確保

「寄附講座」等による「総合メディカルゾーン本部」からの医師派遣と徳島 大学医学部の「地域枠」を活用した若手医師確保を促進する。

◇医師確保による効果

- ・若手医師の県内定着が促進される。
- ・医師の地域偏在や診療科偏在が解消され、地域医療の再生が図られる。
- ③先進技術を活用した遠隔医療の促進

高度医療と全国屈指のブロードバンド環境を活用し民間病院や公的病院等が 連携を図りつつ遠隔医療を促進する。

◇遠隔医療の実施による効果

- ・医師不足の解消が図られる。
- ・地域間格差是正と医療サービスの向上が期待される。
- ・適正医療の提供により医療費の削減に繋がる。
- (2)糖尿病研究と生活改善による糖尿病の克服
 - ①糖尿病研究体制のより一層の充実

世界に通用する多くの研究成果が生み出されるなど、これまでに蓄積した糖 尿病に関する研究をなお一層推進する。

◇糖尿病研究の推進による効果

- ・「世界レベルの糖尿病研究開発臨床拠点」を形成する。
- ・研究成果が糖尿病克服の多方面に活用されることが一層期待される。
- ②研究成果を県民に還元するための産学民官一体となった取組み

研究により得られた糖尿病発症過程(生活習慣)や発症因子の特定などの成果 を食事療法や運動療法へ活用することにより、「徳島ならでは」の糖尿病対策 を県民総ぐるみで推進する。

◇生活改善の取組みによる効果

- ・健康・医療サービス産業への波及効果が期待される。
- ・糖尿病発症の予防が促進され、社会的コストの削減が図られる。

③研究成果を活用した「糖尿病克服モデル」の全国発信並びに海外発信による医療交流の推進

研究で得られた先進的な検診方法等を活用した医療観光を推進するととも に中国湖南省との友好交流の一環として糖尿病の共同研究を展開する。

- ◇医療交流等の推進による効果
 - ・糖尿病9千万人ともいわれる中国との医療交流により、関連産業の活性 化が図られる。
 - ・県民向けも含めた健康医療サービス全体の水準向上に繋がる。
 - ・本県の取組みが世界的に急増する糖尿病患者(世界で約3億7千万人) へ還元される。
 - ・社会的コストの削減が促進される。

iii) 取組みの実現を支える地域資源等の概要

・総合メディカルゾーン本部の連携協力体制の構築

医療資源 徳島大学病院:高度医療を担う特定機能病院、本県唯一の医師の養成機関 県立中央病院:救命救急センター、ドクターへリ等政策医療の実践病院

- ・地域医療支援センターの設置
- ・全国普及率No1のケーブルテレビ網など整ったICT環境
- ・「徳島ならでは」の糖尿病対策(「阿波踊り体操」「ヘルシー阿波レシピ」の開発)
- ・「徳島大学糖尿病臨床・研究開発センター」と「徳島大学病院糖尿病対策センター」 の存在
- ・「徳島健康・医療クラスター事業」による先進的な糖尿病研究の成果等を活かした検 診及び豊富な観光資源
- ・徳島県と中国湖南省との友好提携(H23.10)、湖南省との間を10日に1度の頻度で結ぶ 定期チャーター便の就航(H24.1)等により湖南省はじめ中国との人的交流が活発化。

(3)事業

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i)行おうとする事業の内容

【地域医療の再生】

ア)事業内容

- ・「総合メディカルゾーン本部」における医療・教育拠点の整備
- 「総合メディカルゾーン本部」内の情報共有の環境整備
- ・寄附講座の継続開設や医師修学資金の貸与による医師の養成・確保対策の推進
- ・遠隔医療の対象範囲拡大による推進

イ) 想定している事業実施主体

国立大学法人徳島大学、県立病院(中央病院、海部病院、三好病院)、民間病院等

ウ) 当該事業の先駆性

- ・県全体の「医療の質の向上」等を図ることを目的とし、平成17年より「総合メディカルゾーン構想」の協議を進めている。
- ・県立病院をフィールドとした研究や診療活動を行う寄附講座を平成22年度より開設。また、医師修学資金は平成19年度より貸与開始。
- ・大学病院と県立病院との連携による地域内での医師確保の取組みは先駆的であり、 全国的課題である地域医療再生を図るための全国モデルとなることが期待できる。

エ) 関係者の合意の状況

- ・平成17年に県内医療の拠点としての総合メディカルゾーンの整備について積極的 に協議を進めることの合意書、平成18年にハード面、平成21年にはソフト面の 連携について合意書を締結。
- ・各寄附講座開設に係る協定書を締結。
- ・地域医療対策協議会において地域医療の再生について協議を重ねている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

- ・平成24年10月前後の、県立中央病院の新病院開院を機に、一層連携を強化する。
- ・県立海部病院において、平成22年度は「経産婦の正常分娩」を再開するとともに、 平成23年度は「土曜日の救急受入」を再開した。また、3名の修学資金貸与者が 大学を卒業し、県内の医療機関で従事している。
- ・平成24年度にドクターへリを導入するとともに、関西広域連合で本県は広域医療 分野の事務局を担っている。

【糖尿病の克服】

ア)事業内容

- ・「健康・医療クラスター構想」を推進し新規治療法や新規医薬品の開発を促進する。 (実施主体:国立大学法人徳島大学、徳島文理大学、(公財)とくしま産業振興機構、徳島県)
- ・生活習慣病である糖尿病の「発症予防」と「重症化・合併症防止」の取組みを促進 (実施主体:徳島県、市町村、「みんなでつくろう!健康とくしま県民会議」、医療機関等)
- ・糖尿病等を対象とした医療交流の推進(医療観光や中国湖南省との共同研究) (実施主体:県及び関係事業者(医療機関(民間を含む)、観光・宿泊施設、旅行会社等))

イ)当該事業の先駆性

- ・徳島大学では、糖尿病に関する画期的な研究を展開。
- ・平成17年度より県民総ぐるみでの生活習慣病対策に取り組んでいる。
- ・先進的な糖尿病検診を活用し、中国人向けに糖尿病を対象とした医療観光を全国 に先駆けて実施している。
- ・糖尿病に関する研究成果を糖尿病克服のための様々な取組みに活用することは先駆 的であり、今後更なる活用の広がりが期待できる。

ウ) 関係者の合意の状況

- ・徳島県知事を本部長とした産学官による「知的クラスター本部」を組織し、一丸となって世界レベルの糖尿病研究開発臨床拠点を目指している。
- ・県民総ぐるみの「みんなでつくろう!健康とくしま県民会議」を組織
- ・中国湖南省と友好提携し、医療などの分野で交流を推進する。
- ・医療観光に関し関係各機関・団体でプロジェクトチームを設置

エ) その他当該事業の熟度を示す事項

- ・徳島大学では、1型糖尿病に関する治療法開発にとって有力となる特許を申請
- ・平成22年度の県民健康栄養調査では、県内の糖尿病予備群(40歳以上)が減少する傾向がみられた。
- ・医療観光通訳養成講座や中国人観光誘客・通訳人材育成セミナーを実施

ii)地域の責任ある関与の概要

- ア) 地域において講ずる措置
 - a)地域独自の税制・財政・金融上の支援措置
 - ・医療観光による外国人観光客受入に対する助成
 - b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定 徳島大学病院と県立中央病院の間で、ハード・ソフト両面にわたり連携強化や機能 分担を進めてきた。
 - c)地方公共団体等における体制の強化
 - ・総合メディカルゾーン担当室長 (H22年4月設置/人員1名)
 - ・糖尿病対策・医療観光企画員室 (H21年9月設置/部局横断組織)
 - ・中国に県上海事務所を設置(H22年11月設置/人員2名)
 - ・県の組織再編により、観光国際総局を新設(H23年5月/18名の増員)

d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・徳島がん対策センターの設置(H22設置)
- ・地域医療支援センターの設置(H23年11月設置)
- ・ 寄附講座の設置による医師確保 (H22年4月~)
- ・医師修学資金の貸与(H19年度~)
- ・徳島大学糖尿病臨床・研究開発センター (H22年1月設置) の設置
- ・徳島大学病院糖尿病対策センター (H19年10月設置) の設置
- ・中国人観光誘客・通訳人材育成セミナー (H23年度)
- ・通訳人材育成・派遣システム整備事業 (H24年度~(予定))
- ・観光案内板等の多言語化促進(H 2 2 年度~)

イ)目標に対する評価の実施体制

各数値目標について、H27年度末までに県政運営評価戦略会議(H23.10 設置)において評価を実施する。

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール

H24年度~H28年度にかけて「総合メディカルゾーン構想」、「糖尿病対策」、「徳 島 健康・医療クラスター構想」、「医療観光」の各事業を実施

イ)地域協議会の活動状況と参画メンバー構成

(徳島県地域医療対策協議会)

徳島大学、徳島赤十字病院、徳島市民病院 徳島県医師会、徳島県歯科医師会、

徳島県看護協会、徳島県保険者協議会

(総合メディカルゾーン検討協議会) 徳島大学、徳島県 (知的クラスター事業戦略推進会議) 徳島大学、徳島県

公益財団法人とくしま産業振興機構 (医療観光推進プロジェクトチーム) 徳島県、徳島大学病院、徳島県医師会、

徳島健康医療クラスター本部、

徳島県観光協会、日観連徳島県支部、

日本旅行業協会徳島県地区会

3. 新たな規制の特例措置等の提案について

i)規制の特例措置

- 「総合メディカルゾーン本部」内を単一の病院とみなした制度・法令上の取扱い (検査業務、PET検査用診断薬の供給、医療従事者の相互派遣)
- ・「遠隔医療」に関する規制の緩和
- 外国人臨床修練制度の充実
- ・糖尿病関連治療薬承認手続きにおける規制緩和
- ・外国人との共同研究促進に係る規制緩和(研究者に対する査証の規制緩和)
- ・通訳案内士以外の者による有償ガイドの特例(医療・健康に関する知識を持つ有償ガイ ドの育成)

ii) 財政支援措置

- 「総合メディカルゾーン本部」内における医療情報連携システムの整備に対する財政
- ・医師の養成・確保に対する支援、充実
- ・地域イノベーション戦略支援プログラムの支援維持・充実
- ・徳島独自のコホート研究に対する継続的な財政支援
- ・医療・介護周辺サービス産業創出調査事業による支援

iii)その他の支援措置

- ・外国人観光客受入環境のさらなる整備・充実に係る国事業の拡充(ICTを活用した通 訳案内システムの実用化の推進等)
- ・地方空港でもスムーズな入国審査が行われるような体制(人員・設備)の整備

先導的な地域医療の活性化(ライフイノベーション)総合特区

地域医療の再生

■ 課題 地域偏在と診療科偏在による医師不足

■ 解決策 医師養成・確保等による地域医療の再生

魅力ある研修体制の充実

県立中央病院

【政策医療を実践】

・救命救急センター(症例多様)

<u>県内の中核病院である2病院が隣接する地理的</u> 好条件を最大限に機能発揮する

関連期・小児医療拠点 NIGU・小児教教

2病院の一体的運用 (医療資源の有効活用)

<u>徳島大学病院</u>

【医師の養成機関】

- 特定機能病院 ・最先端の医学研究
- 診療科偏在(救急医不足)

大学病院と県立病院間の 医療従事者の相互派遣

指導医等の確保

総合メディカルゾーン構想

救命救急センターを研修の場とする体制整備

研修医の地域定着 = 若手医師育成の全国モデル

県下全域の医師の育成・確保

地域医療の活性化モデル

高度医療を活用した遠隔医療

緩和策

- 救命率の向上

- 医師不足対策
- 医療費の削減

遠隔医療の地理 的範囲の拡大

総合メディカルゾーン本部

徳島大学病院

県立中央病院

2病院内の一体的運用

2病院間の医療情報連携

若手医師の養成

システムの整備

地域医療支援センタ

外国人臨床修練制度の充実 (在留期間の延長)

■ 取組

- 総合メディカルゾーン本部 の体制整備
- 医療機関ネットワークを 活かした医師の派遣
- ブロードバンド環境を 活かした遠隔医療

西部地域の中核病院 (県立三好病院)

> 南部地域の中核病院 (県立海部病院)

遠隔医療の促進 寄附講座等による医師の派遣

4次医療圏にも対応するドクヘリの運行

糖尿病の克服

■ 課題

糖尿病の克服

糖尿病死亡率 全国ワースト1

■ 解決策

糖尿病研究と生活改善

H5以降H19を除き17年間全国ワースト1 → 糖尿病緊急事態宣言(H17)

糖尿病研究

【徳島大学を中心とした研究機関】

- 発症予防に関する情報分析等研究
- ・先進的な検診・治療法・治療薬の開発

→科学的根拠に裏付けられた療法 → (阿波踊り体操、ヘルシー阿波レシピ)

産学民官一体となった 生活改善

行政•県民

【健康とくしま県民会議など県民総ぐるみ】 健康づくりのサポート体制の整備

- (食生活、運動、禁煙などの推進)
- 健康づくりサポートツールの開発

▶健康医療サービス産業の活性化

多くのニーズ 蓄積された多くのシーズ

世界レベルの研究開発臨床拠点の形成

外国人研究者に対する査証の規制緩和 糖尿病関連治療薬の承認手続きの緩和

徳島モデルを全国に発信





「先進的検診・治療法・治療薬」、「食事・運動療法」の開発

糖尿病患者の減少

社会的コストの削減

健康医療サービス 全体の水準向上

効果を全国・世界へ還元

急増する糖尿病患者数 日本:約1千万人 中国:約9千万人 世界:約3億7千万人

先進的な検診法を活用

医療交流の推進

通訳案内士以外の 者による有償ガイド

■ 取組

健康・医療クラスター構想

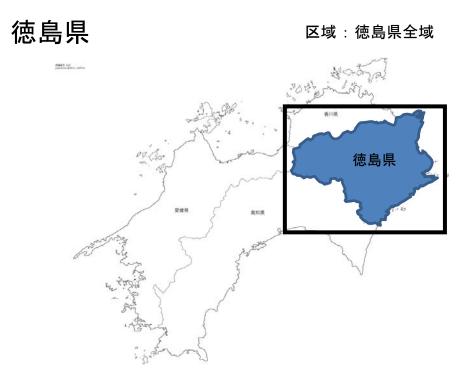
- 糖尿病に関する基礎研究
- •糖尿病研究開発
- 予防に重点をおいた健康・医療 サービス産業の創出

生活習慣病対策

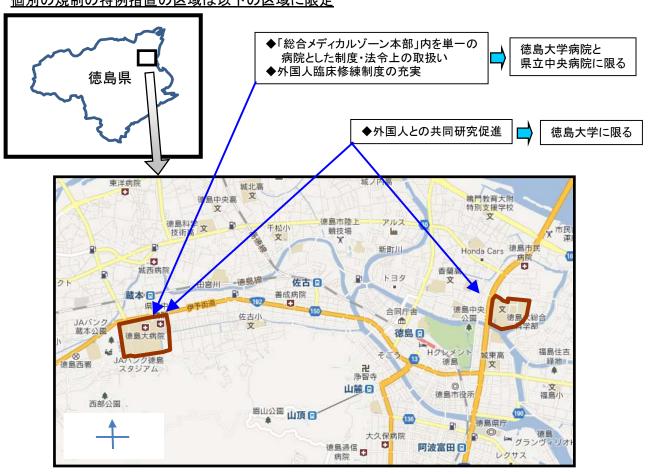
- 食事療法、運動療法の開発
- 中国を対象とした医療交流 糖尿病を対象とした医療観光
- 中国との糖尿病共同研究



別添4 指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面



個別の規制の特例措置の区域は以下の区域に限定



先導的な地域医療の活性化(ライフイノベーション)総合特区

地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

政第219号 平成24年3月29日

内閣総理大臣 殿

徳島県知事 飯泉 嘉門

総合特別区域法第33条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、 新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

別添6 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:徳島県

提系区	団体名∶徳島県																						
					政策課題•解	決策との関係		ı	区分	(※1)				現行の規制・制度の所管・関係官庁(該当に〇を					記載)				
提案事項管理 番号 ※事務局入 力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	放策課題 解決策		根拠法令等		税制	財政金	別添事業者	号	< 1934	消費者庁	総務省	務者		労力	本 済 産	土交通	環 防 衛 省	引出	優先 提案 (※3)
	「総合メディカルゾー ン本部」内を単一の病院とみなした制度・法 令上の取扱い(医療 従事者の相互派遣)	は なにいないか、医療促争者の なにいる はいないない。 なには、 なには、 なには、 なには、 ないないない。 ないないない。 ないないないない。 ないないないない。 ないないないない。 ないないないないない。 ないないないないない。 ないないないないないないない。 ないないないないないないない。 ないないないないないないないないない。 ないないないないないないないないないないないないないないないない。 ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	(医師・看護師・薬剤師・栄養	院間の限定された組織内の 派遣であり、特定された医療	地域医療が崩壊の危機に直面している状況を改善するため地域医療再生創造拠点の整備を図る必要がある。	徳島大学病院と県立中央病院が 隣接する地理的条件を最大限に 活かした「総合メディカルソーン構 想」の取組を一層推進させ、地域 歴練再生動造拠点を形成するた め、両病院間の医療従事者の相 互張達が可能となる特例措置が 必要。	労働者派遣法施行令第2条	0										0					0
	ン本部」内を単一の病院とみなした制度・法 令上の取扱い(PET検	PET用FDG剤を院内で製造している医療機関が、他の医療機関が、他の医療機関が、他の医療場合には薬事法上の各種承認や許可が必要である。 PET用FDG剤は、薬剤としての寿命が短いなどの特性があり、院内製造にも多額のコストがかかることから、PET用FDG剤に限り条件が整備された場合は認可すべき。	と宗立病院间での使用である	PET用FDG剤は、薬剤として の寿命が短く毎日製造が必 要な薬剤であり、かつ製剤す	地域医療が開張が危機に直面している状況を改善するため地域医療再生創造拠点の整備を図る必要がある。 また高度先端医療の拠点化を図	徳島大学病院と県立中央病院が 隣接する地理的条件を最大限に 活かした「総合メディカルゾーン構 想」の取稿を一層推進させ、地域 医療再生創造拠点を形成するた め、PET検査用診断薬が供給でき る特例措置が必要。	薬事法第12条1項、第13条1 項、第14条1項、第24条1項	0										0					0
	ン本部」内を単一の病	弾力的運用を図ることによ		「総合メディカルゾーン本部」 内においては、高度な設備機 器を含めた検査機器を多く有 するという施設の有効活用の 観点から、受託が可能な検体 検査業務の範囲の拡大を求 める。	地域医療が朋長の危機に自由している状況を改善するため地域医		医療法第21条第1項 厚生労働省通知(病院にお ける検体検査業務の受託に ついでリア成17年3月15日医 政総発第0315002号)	0										0					0
	外国人臨床修練制度 の充実	外国人医師等が行う臨床修練については、国の許可を得た後2年間の医療行為が認められているが、学位取得の観点等から当該期間の延長が必要。	現在認められている2年間の 臨床修練期間を4年間に延 長。	外国人医師の学位取得の問題を解決するとともに、指導 医のスキルアップ、ひいては 医成た修練機関の研究・教育 機能等の向上が期待できる ため。	臨床修練機関の教育・研究・情報 の総合拠点機能の充実を図るためには、外国人医師等にとって魅 力ある制度を構築し、人材確保に 取り組む必要がある。	臨床修練期間を現行の2年間から 4年間~と延長し、広く外国人医 師等の確保を図った上で、指導医 の教育力の向上や国際交流によ る情報拠点機能強化に繋げる。	に係る医師法第17条等の特	0										0					0
	遠隔診療に関する対 象範囲の拡大	要な診療を行うことが困難な 者に対して行う場合となって いる。また、対象患者は、在 宅酸素療法患者など9種類	の往診が可能な地理的条件 の場合でも、患者の病態・病 状を主治医が考慮した上で、 急変時の対応含め、次回の 往診までの間でも情報通信 機器を活用した診療が可能と なるよう「遠隔診療」の対象の	どの地域においても同等の 医療サービスが享受できる環 境の整備を図る	県南部県西部の公立・公的病院 は、医師不足から診療体制の縮 小、教急患者の受け入れ休止、分 検取扱いの相次ぐ休止といった。 以 状であり、地域医療の再生が急務 となっている	以半こ元夫したい「環境を活用し	医師法第20条 厚生労働省通知(「情報通信 機器を用いた診療について」 平成9年12月24日健政発第 1075号)	0										0					0
	糖尿病関連治療薬承 認手続きにおける規 制緩和	以外の製造販売は厚生労働 大臣の承認を受けなければ	FDA、EMAで承認された糖尿 病関連の医薬品を、糖尿病	発臨床拠点を形成するため には、常に世界中で開発され た新薬を早期に取り入れた	あるとともに、先進医療を活用した 成長戦略を実現するための世界レ ベルの糖尿病研究開発臨床拠点	した糖尿病研究開発臨床拠点や	薬事法第14条	0										0					0

外国人との共同研究 促進に係る規制緩和 (研究者に対する査証 の規制緩和)	外国人研究者が取得する「研究ビザ」の在留期間は最大3 年間(H24.7まで)、再入国する場合は再度於可申請書の 場合は再度於可申請書の 提出が必要となっており、 究者の集積に支障をきたして いる。	外国人研究者の在留期間の 早期の延長及び再入国許可 申請書の提出を免除する緩	研究者は研究期間に長期を 要することから在留期間を延 長する措置に加え、情報収集 などで外国との往き来も多い ことから、再入国手続きを簡 素化するよう求めるもの	セフリリナル サルビキナイロリナ	能をより強化するため、研究者に	出入国管理及び難民認定法 施行規則第3条 出入国管理及び難民認定法 施行規則第29条	0							0	
	通訳案内士でなければ有償 でガイドを行ってはならないこ ととなっており、地方において は通訳案内士の確保が容易 でなく対応に苦慮している。	研修を受講した者であればれ イドとして参加できる要件の 整備を求める。(研修実施に 際しては、特に医療・健康に 関する知識の習得に配意し、 医療機関での通訳から観光	徳島ならではの医療観光を 実施しているが、通訳案内士 が確保できず対応に苦慮し いる。一方、大学との連携に よる留学生等の通紀人材の 確保に向け取り組んでいる が医療・健康に関する知識 の豊富な人材の確保が課題 となっている。	医療レベルの向上と本県の成長 戦略を実現するため、先進医療を 活用した医療観光による外国人観 光客の確保が課題となっている。	通訳案内士以外の者による有償 ガイドが実現することで、通訳案内 士の確保が困難な地方における 外国人観光客に対する対応が改 善され、医療規定をはじめどう 観光産業による地域経済の活性 化が図られる。	通訳案内士法	0					0		0	
医師の養成・確保に対する支援・充実	活用し、徳島大学への奇所 講座の開設や医学生に対する奨学金の貸与事業などを	26年度以降においても、寄 附講座の開設などの医師不 足対策に対して、必要な財政 支援や制度の構築を行うこ	・また、徳島大学病院と県立	地域偏在や診療科偏在による医師不足の解消は喫緊の課題と	医師不足の解消を図るためには、 制度の継続及び充実が必要である。	地域医療再生臨時特例交付 金交付要網 地域医療再生基金管理運営 要領		0	2-3		0				
「総合メディカルゾーン本部」内における医療情報連携システムの整備に対する財政支援	新たな財政支援の取り組み	_	総合メディカルゾーン本部の 徳島大学病院と県立中央病 院間で迅速かつ的確な医療 を提供する必要がある。 共有する必要がある。	地域医療が崩壊の危機に直面している状況を改善するため地域医療再生創造拠点の整備を図る必要がある。そのためには周頼院間での医療連携を図るため、医療情報の円滑な連携が必要。	想」の取組を一層推進させ、地域 医療再生創造拠点を形成するた			0	5						
地域イノベーション戦略支援プログラムの 支援維持・充実	研究開発を国の支援を受け 実施している。	病の克服に向けた研究開発	糖尿病の発症原因の究明は 全世界的な課題であり、糖尿 病の発症原因に焦点を当て た研究開発が必要である。	糖尿病の克服は本県の重要な政 策課題であるとともに、全世界的 な課題でもあり、世界レベルの糖 尿病研究開発臨床拠点の形成が 求められる。	床拠点を構築し、人材や資源を集 中させる「徳島 健康・医療クラス	-		0	1		0			0	
徳島独自のコホート 研究に対する継続的 な財政支援	着目した疫学調査を実施・他の地域におけるコホート 研究と連携して糖尿病の原	継続するためと他の地域によ けるコホート研究の調査結果 を共有するための拠点づくり	糖尿病の発症原因の究明は 全世界的な課題であり、糖尿	糖尿病の克服に関し、各地域で糖 尿病の原因究明に向けたコホート 研究が行われているが、その調査 結果の共有が図られていない。	合地域で行われているコハート研 のの細木は囲むサカナス加よむ	-		0	4		0				
外国人観光客受入環境のさらなる整備・充実に係る国事業の拡充(ICTを活用した通訳案内システムの実用化の推進等)	地方においては、通訳案内 士をはじめとする通訳人材の 確保が容易でなく、外国人規 光客への対応に苦慮してい る施設等が多い。	テムに関する調査・研究を促	確保できず対応に苦慮する 場面も多い。移動経路などの	医療レベルの向上と本県の成長 戦略を実現するため、先進医療を 活用した医療観光による外国人観 光客の確保が課題となっている。	ICTを活用した通訳案内システム が実用化されることで、通訳人材 の確保が困難な地方における外 国人観光等に対する対応改善 され、医療観光をはじめとする観 光産業による地域経済の活性化 が図られる。	-						0			
ズな入国審査が行われるような体制(人員・設備)の整備	かたの、テヤーター使机制時	査に係る十分な人員の確保 や高度な検査機器の導入を	短期間の滞在日程の中では、入国審査に要する時間を 権力短くすることで観光活動 時間を最大化できる。また、 おもてなしの面からも、入国 時の対応は我が国に対する 印象を大きく左右し、ひいて は訪日観光のリピーターの増 加にも影響する。	医療レベルの向上と本県の成長 戦略を実現するため、先進医療を 活用した医療観光による外国人観 光客の確保が課題となっている。	地方空港においてスムーズな入 国審査が実現することで、訪日観 光客の満足度が向上し、医療観光 をはじめよする観光客の増加によ る地域経済の活性化が図られる。	-				(
 1		1	ハー・ロボノ目 7.00	1		ļ						+	 -		-

※1.「区分」欄には、該当する区分に「O」を記載してください。(複数記入可。)

財政支援措置に関する提案は、制度の改善(「新規制度の創設」又は「既存制度の拡充」を求める場合)に関わるものに限り記載してください。既存制度による支援を求めるものは本様式(別添6)には記載できません。

※3. 指定後、早期の実現を希望する提案については、優先提案欄に「○」を記載してください。(指定後に調整する場合があります。)。

(様式について)

本様式はエクセルにより作成してください。エクセルデータが必要でございましたら、 sogotoc@cas.go,jp までご連絡ください。

^{※2.} 財政支援措置に関する提案に限り記載してください。別添11の事業番号を記載してください。

別添9 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	先導的な地域医療の活性化(ライフイノベーション) 総合特区推進協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月12日
地域協議会の構成員	(知的クラスター事業戦略推進会議)
	国立大学法人徳島大学
	徳島県
	公益財団法人とくしま産業振興機構
協議を行った日	平成23年9月12日
	平成24年3月12日
協議の方法	協議会を開催
協議会の意見の概要	特になし
意見に対する対応	

地域協議会の名称	先導的な地域医療の活性化(ライフイノベーション) 総合特区推進協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月27日
地域協議会の構成員	(総合メディカルゾーン検討協議会)
	国立大学法人德島大学
	徳島県
協議を行った日	平成23年9月27日
	平成24年3月1日
	平成24年3月28日
協議の方法	協議会を開催
協議会の意見の概要	1. 徳島大学においては、研究者に対する査証の規制だけではなく、外国
	人臨床修練制度についての規制の緩和も必要と考えている。具体的には、
	許可期間が2年間となっている現在の制度を、学位を取得するためにも4
	年間の修練期間が必要であり、外国人医師等からも現実に要望がある。
意見に対する対応	1. については、意見を踏まえ、指定申請書に記載を追加した。

別添10 指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の 特例措置等の適用を見込む事業の一覧(参考資料)

事業名	適用を見込む規制の特例措置等	新たな提案
総合メディカル	・「総合メディカルゾーン本部」内を単一の病院とみなした制度・法	0
ゾーン構想	令上の取扱い(医療従事者の相互派遣、検査業務、PET 検査用診断	
	薬の供給)(規制の特例措置)	
	・外国人臨床修練制度の充実(規制の特例措置)	\circ
	・「遠隔医療」に関する規制の緩和及び診療報酬の適用(規制の特例	0
	措置)	
	・ 寄附講座設置事業 (財政上の支援措置)	0
	・医師就学資金貸与事業 (財政上の支援措置)	\circ
	・医療情報連携システム整備事業(財政上の支援措置)	
徳島 健康・医	・糖尿病関連治療薬承認手続きにおける規制緩和(規制の特例措置)	0
療クラスター構	・外国人との共同研究促進に係る規制緩和(研究者に対する査証の規	0
想	制緩和) (規制の特例措置)	
	・徳島 健康・医療クラスター構想の支援維持・充実 (財政上の支援	
	措置)	
	・徳島独自のコホート研究事業に対する継続的な財政支援(財政上の	0
	支援措置)	
	・医療・介護周辺サービス産業創出調査事業 (財政上の支援措置)	
医療観光	・ 通訳案内士法の緩和 (規制の特例措置)	
	・国における ICT を活用した通訳案内システムに関する調査・研究	0
	開発の促進(その他の支援措置)	
	・地方空港でもスムーズな入国審査が行われるような体制(人員・設	0
	備)の整備(その他の支援措置)	

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望(参考資料)

政第220号 平成24年3月29日

内閣総理大臣 殿

徳島県知事 飯泉 嘉門

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望を別紙の通り提出します。

別添11 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	徳島県	<u> </u>					
総合特別区域の名称		の活性化(ライフイノベーション) :合特区	国際・地域の別	地域	対象地域	徳島県全域	計画期間	平成24年度~ 平成28年度 (5年間)

●国の財政支援を希望する事業

										-			H2	4	Н	25	H26	6	H	27	H2	.8
事業番号	事業名	事業内容	実 施 主	三 体	所管省庁名	国の制度名	新規 拡充 既存	新規・拡充内容	規制改革 実現必要 性の有無	備考	総事業費 (単位:千円)	うち、国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)	国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)	国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)(国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)	国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)	国費 (単位:千円
1	徳島 健康・医療クラス ター構想	糖尿病克服をテーマ に、新規治療法や新規 医薬品の開発を促進 し、地域課題である糖 尿病克服を図るととも に健康・医療分野での 新事業・新産業を創出 する	公益財団法人とく 振興機構、国立プ 徳島大学、徳島3	大学法人	文部科学省	地域イノベーション戦略支 援ブログラム	拡充	全世界的な課題である 糖尿病の克服に向けた 研究開発を支援するた め、支援の継続と拡充 を図ること	:		1,700,000	1,000,000	100,000	50,000	100,000	50,000	500,000	300,000	500,000	300,000	500,000	300,000
2	寄附講座設置事業	地域医療を担う医師を 確保するため、県が徳 島大学に「寄附講座」 を開設し、大学教員が 各県立病院等をフィー ルドとした研究、教育 診療活動に取り組む。	国立大学法人德	島大学	厚生労働省	-	新規	地域医療を再生するため、医師の養成・確保 に対する財政的な支援 制度を構築する必要が ある。			660,000	330,000					220,000	110,000	220,000	110,000	220,000	110,00
3	医師修学資金貸与事業	将来、徳島県内の公的 医療機関等で医師とし て従事しようとする徳 島大学医学部学生に 対して、修学資金を貸 与する。	徳島県		厚生労働省	_	新規	地域医療を再生するため、医師の養成・確保 に対する財政的な支援 制度を構築する必要が ある。			372,941	186,470					116,213	58,106	128,364	64,182	128,364	64,18
4	徳島独自のコホート研究	健常者を対象として生活習慣・血中成分を調査し、糖・脂質代謝異常発生を示すパイオマーカーの有用性や糖・脂質代謝異常発生を活め原因となる生活習慣を究明する	国立大学法人德	島大学	厚生労働省	_	新規	徳島県独自のコホート 研究を継続するためと 他の地域におけるコ ホート研究の調査結果 を共有するための拠点 づくりに対する財政的な 支援	1.1		200,000	120,000			50,000	30,000	50,000	30,000	50,000	30,000	50,000	30,000
5	「総合メディカルゾーン本 部」内における医療情報 連携システム整備事業	両病院間で医療連携 を図るため、両病院間 の医療情報を参照する システムを整備する。	徳島県		厚生労働省	_	新規	地域医療を再生するためには、病院間で医療 情報を共有できるシステムの構築も必要な施 策である。			60,000	30,000			60,000	30,000						
6	医療・介護周辺サービス 産業創出調査事業	特定健康診断データ及 びレセプトデータの分析、ICT活用による行動変容、食事・運動・診 療動奨などの糖尿病 関連のサービス産業を 創出する		しま産業	経済産業省	医療・介護周辺サービス 産業創出調査事業	既存	被保険者の特定健康 診断データ及びレセプトデータのデータペース 化を図り、データを標準 化するための事業に対 する財政的な支援			90,000	60,000	30,000	20,000	30,000	20,000	30,000	20,000				
7											0	0										
8											0	0										
9											0	0										
10											0	0										

<記載要領>

- 1. 「国の財政支援を希望する事業」については、総合特区計画の推進のため、優先順位の高いものから順次記載してください。 2. 「事業名」欄には、総合特区指定申請書に記載されたものと同じ名称を用いてください。また、同じ事業名で複数の財政支援措置を求める場合、事業名に続けて括弧書きで追記するなど区別ができる名称として下さい。
- 事業内容 機には、目的・対象者・規模等が分かるよう、かつ簡潔に記載してください。
- 4. 国の制度名1欄には、既存制度名や要綱名を記載して代さい。なお、作成団体で分からない場合、都道府県や地方支分部局等に可能な範囲内で問合せの上、記載してください。(どうしても分からない場合、「不明」で可) 新規制度の創設を希望する場合は空欄のままにしておいてください。
- が、水内閣府所管の「総合特区推進調整費」は各府省の予算制度を補売するものであるため、「国の制度名」には各府省の予算制度名を記載してください。(総合特区推進調整費を記載することはできません。) 5. 「新規拡充既存」欄には、新規制度の創設を希望する場合は「新規」を、既存制度の拡充を希望する場合は「拡充」を、既存制度による支援を要望する場合は「既存」を選択してください。
- 6.「規制改革実現必要性の有無」欄には、規制の緩和が実現されないと、実施することができない事業の場合は「有」、規制の緩和が実現されなくても、実施することができる事業の場合は「無」と記載して下さい。
- 7. 「新規・拡充内容」欄には、「新規」の場合は国が財政支援すべき理由を、「拡充」の場合は拡充の内容と理由を記載してください。(「既存」の場合は、空欄で可)
- 8. 事業数が10を超える場合は、適宜、行挿入して追加してください。
- 9. 「事業費」欄:補助金(交付金)の場合は補助(交付)対象経費を、地方負担がない事業の場合には国費相当額を記載してください。
- 10. 「年度別事業費・国費」欄について、財政支援措置を希望する年度が5ヶ年を超える場合、適宜記入欄を追加してください。